

借入利率変更に関する特約書

(長プラ年2回見直し用)

株式会社 八十二長野銀行 御中

令和 年 月 日

借主	住 所		印
	氏 名 (連帯債務者:甲)		
	住 所		印
	氏 名 (連帯債務者:乙)		
連帯保証人	住 所		印
	氏 名		
	住 所		印
	氏 名		

私は、平成／令和 年 月 日付金銭消費貸借契約証書（これに付帯する変更契約書、特約書等がある場合はこれを含む。）（以下、「原契約」という。）に基づく借入利率を変更するにあたり、変更および変更の基準等の定めにかかわらず、下記のとおり特約します。

第1条【借入利率の変更】

- ① 借入利率は、年 _____ %とし、貴行の定める長期プライムレート（以下、「基準金利」という。）に _____ %上乘せした利率とします。ただし、前記により算出された利率が0.20%を下回る場合は、0.20%を借入利率とします。
- ② 現在の基準金利は、年 _____ %であることを確認します。
- ③ 前項により変更された借入利率の適用開始日は、本特約締結日以降（締結日当日を含む。）最初に到来する利息支払日または約定返済日の翌日から適用します。

第2条【借入利率変更の基準】

- ① 借入利率は、原契約の定めにかかわらず、基準金利に応じ引き上げられ、または引き下げられることに同意します。
- ② 前項により借入利率を変更するほか、金利情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とすることに同意します。

第3条【借入利率の変更幅の算出および変更日】

- ① 借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という。）に行うものとし、前回基準日（但し、本特約締結後最初に到来する基準日においては本特約締結日が前年基準日以降の場合は本特約締結日）における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって貸付利率を引き上げまたは引き下げるものとしします。
- ② 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。
 - 1 基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日から適用するものとしします。
 - 2 基準日が10月1日の場合には、基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日から適用するものとしします。
 - 3 増額返済部分については、上記の1および2の適用日をもって新・旧利率により分かち計算するものとしします。
- ③ 本条により利率が変更された場合、貴行は私に対して利率変更後第1回目の約定返済日までに変更後の借入利率および毎回の返済額を書面により通知するものとしします。

第4条【連帯保証人の署名省略】

借入利率の引下げを行う場合は、連帯保証人の本契約書への署名を省略できるものとしします。なお、省略した場合には、借主が一切の責任を負い、以後紛議が生じても貴行にはご迷惑・損害をおかけしません。

以 上